

一部路線バスにおける移動等円滑化基準適用除外車両による運行について

1 移動等円滑化基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、乗合バス等の車両を新たに導入する際には、床面の高さが一定以下であることや、車いすを利用した乗車ができること等、移動等円滑化基準(以下、「バリアフリー基準」という。)の適合が義務付けられている。

しかし、道路や地形上の問題等により、バリアフリー基準を満たすことが困難な場合、幅2.1m以下であって乗車定員が23名を超える自動車について、本協議会で協議を調べたうえで、地方運輸局へ運行事業者が申請し、認定を受けることで、バリアフリー基準の一部が適用除外となり、路線バス車両として使用可能となる。

2 概要

運行事業者(神姫ゾーンバス株式会社)において、三木市内を運行する一部の路線について、平成25年に運行経路の特性等から本協議会で承認を得た上で、三菱ふそうローザ(非バリアフリー型)(以下「ローザ」という。)により運行されてきた。しかし、現在使用している車両の老朽化が著しいことから、更新が必要となっている。新たな車両に更新するにあたり、狭隘な道路等であっても支障をきたすことなく運行できるよう、引き続き、ローザでの運行とする。

3 運行事業者

神姫ゾーンバス株式会社

(2) 現行車両

① 廃車

ローザ 2013 年式 2 台

走行距離 約 46 万 km、使用年数 約 12 年

型式 三菱ふそう TPG-BE640G

車台番号 BE640G-100884、BE640G-100895

乗車定員 29 人（うち座席 16 席・運転席除く）

② 予備車

ローザ 2013 年式 1 台

走行距離 約 46 万 km、使用年数 約 12 年

型式 三菱ふそう TPG-BE640G

車台番号 BE640G-100886

乗車定員 29 人（うち座席 16 席・運転席除く）

6 認定により適用を除外するバリアフリー基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 1 号：乗降口の幅（80cm 以上）

第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口の車いす用スロープ

第 38 条第 1 項：床面の地上面からの高さ（65cm 以下）

第 39 条：車いすスペース設置

第 40 条第 1 項：車いすスペースとの通路の幅（80cm 以上）

7 車両選定理由

- (1) 運行経路上で、鋭角に左折進入する箇所があるほか、狭隘な道路を走行する箇所が複数あることから、ポンチヨよりも車幅が小さく、最小回転半径も小さいローザで運行することで、運行上の事故リスク低下につなげる。



A 地点　ときわ病院入口付近



※東側より撮影

B 地点　ときわ病院出口付近



※東側より撮影

C 地点



※東側より撮影

(2) ローザを使用している路線で、1便あたりの乗車人数が10名を超える路線があること、また、10名以上の集団で利用したいとのニーズがある路線もあることから、ハイエース車両による運行の場合、乗車しきれない方が発生する可能性があり、その場合、利用者に次の便まで待っていただく必要が生じ、利便性が損なわれる可能性がある。

なお、バリアフリー基準の適用除外認定により利用が困難となる車いす利用者の移動については、引き続き、三木市社会福祉協議会が主体となって実施する福祉有償運送サービスや、障害福祉課が実施する福祉タクシー初乗り運賃助成制度により移動手段を確保する。

- 8 車両導入日（予定）
令和7年6月中旬頃